平成１６年9月２１日

各　位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社

人道支援活動団体との遺言信託業務での提携について

中央三井信託銀行は、遺言で遺産を寄付して人道支援活動に協力したいという希望者に手続き面の便宜を図るサービスの一環として、このほど、特定非営利活動法人の「人道目的の地雷除去支援の会」ならびに「国境なき医師団日本」と提携しました。

「人道目的の地雷除去支援の会」は、ジオ・サーチ社（東京都大田区）の地雷除去技術をベースに、タイ、カンボジアなどで人道目的の地雷除去支援プロジェクトを実施するほか、世界各地の地雷除去機関へ関連技術や物資の供与を行っています。

「国境なき医師団日本」は、1971 年にフランスで設立されノーベル平和賞を受賞した国境なき医師団（MSF）の日本支部として、日本国内での医師団参加者の募集、現地医療プログラムへの派遣および資金援助などの人道医療援助活動を行っています。

両団体とも、特定非営利活動法人として法人格を取得し、国税庁から税制上の優遇が受けられる認定も受けていることから、両団体への遺言による寄付財産については、原則として相続税が非課税となります。

弊社は、今年６月に日本国連 HCR 協会（国連難民高等弁務官事務所日本委員会）と今回と同様の提携を行っており、今後も、遺贈による社会貢献を望まれる方々に、遺言信託業務を通じて充実したサービスを提供してまいります。

以上

別紙

【本サービスの概要】

1．基本スキーム

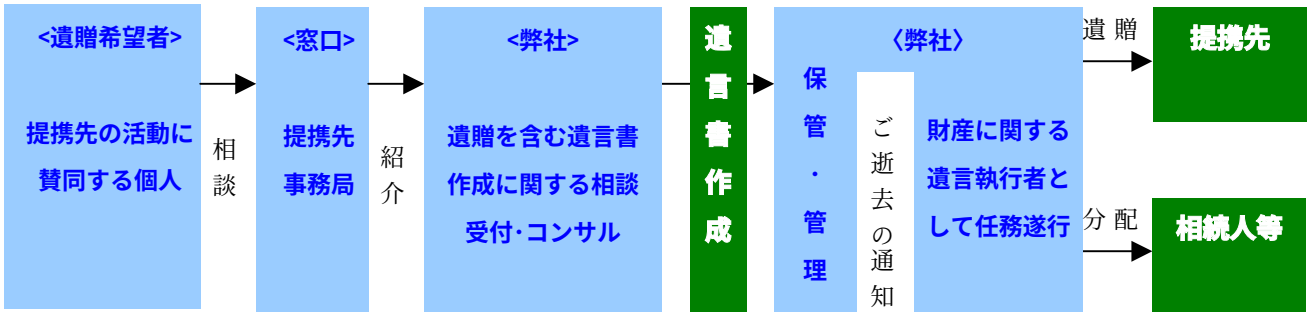

人道支援のため提携先に遺贈による寄付の相談・申し出があった場合には、遺贈希望者の同意を得たうえで弊社をご紹介いただき、弊社の専門スタッフが提携先への遺贈を含む遺言書全般にわたるコンサルテーションを行い、作成された遺言書の保管と将来の遺言執行を一貫してお引き受けし、人道支援の寄付の実現をお手伝いします。

なお、遺言書の作成･保管、遺言執行に係る所定の費用･報酬は、遺贈希望者のご負担となります。

以 上